

運 営 規 定

NPO 法人 安暖手 グループホーム大道

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

第 1 条 NPO 法人 安暖手が開設する「グループホーム大道」（以下「事業所」という。）が実施する指定認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事など、介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする事を目的とする。

（運営の方針）

- 第 3 条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状や進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
2. 指定認知症対応型共同生活介護は利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 3. 指定認知症対応型共同生活介護は認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 4. 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明を行うものとする。
 5. 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 6. 提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 7. 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない。
 8. 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第 4 条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名 称 グループホーム 大道
2. 所在地 山鹿市方保田 8 2 8 - 2

(共同生活住居の戸数及び利用定員)

第5条 本事業所の共同生活住居の戸数（ユニット数）及び利用定員は次のとおりとする。

1. ユニット数 1ユニット
2. 利用定員 9名

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 常勤1名（計画作成担当者と兼務）

管理者は、本事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。

従業者の本事業所運営規定等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2. 計画作成担当者

利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標や当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容などを記載した認知症対応型共同生活介護計画の作成などを行う。

3. 従事者

介護職員 常勤 4名以上

非常勤 3名以上

*夜勤時間帯は、常時1人配置。

従事者は、認知症対応型共同生活介護を提供する。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 本事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 入浴の介助
 - ・原則として3回/週
 - ・必要時
 - ・入浴が出来ない場合は、部分浴・清拭を行う。
2. 排泄の介助
 - ・トイレ誘導・おむつ交換
3. 食事の提供及び介助
 - ・食事作り・配下膳・摂食介助
4. 機能訓練
 - ・食事づくり、屋内での作業、菜園での土いじり、買い物散歩など生活の中で残存機能を引き出したり維持できるようにする。
5. その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助
 - ・健康チェック・趣味又は嗜好に応じた活動の支援。
6. 地域交流
 - ・地域行事への参加を行い地域との継続した繋がりへの支援

(介護等)

第8条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。

2. 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。
3. 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第9条 本事業所は、利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
2. 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 3. 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分である時は介護保険割合証に記載されている利用者負担の割合に応じて算出した額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
2. 本事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、別表に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

(内容の説明及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第11条 本事業所は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、利用料の額その他の入居申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(入居にあたっての留意事項)

- 第12条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。
- (1) 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会などを侵害してはならない。
 - (2) 利用者は、事業者の設備、備品などの使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- (1) 事業者は利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては損害を減じる事ができるものとする。
 - (2) その他、この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(入退居)

- 第 13 条 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
2. 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書などにより当該入居申込者が認知症の状態にある者であることの確認をするものとする。
 3. 本事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であることなど入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介するなどの適切な措置を講ずるものとする。
 4. 本事業所は、入居申込の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴などの把握に努めるものとする。
 5. 本事業所は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
 6. 本事業所は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者などへの情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居の記録)

- 第 14 条 本事業所は利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては、退居の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(受給資格等の確認)

- 第 15 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者資格、要介護認定などの有無及び要介護認定などの有効期限を確認する。
2. 本事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護などの認定又は認定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(要介護認定申請に係る援助)

- 第 16 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定などの申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。
2. 本事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていないなどの場合であって必要と認める時は、要介護認定などの更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定などの有効期限が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第 17 条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
 3. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明するものとする。
 4. 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
 5. 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行う事により、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
 6. 第 2 項から 4 項までの規定は、前項に規定する指定認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

- 第 18 条 本事業所は、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ず事情がある場合は、この限りではない。

(協力医療機関)

- 第 19 条 本事業所は、利用者の病状の急変などに備える為、協力医療機関及び協力歯科医療機関を次のとおり定める。
1. 協力医療機関
 - (1) 名称：山鹿中央病院
 - (2) 所在地：山鹿市山鹿 1000 番地
 - (1) 名称：山鹿回生病院
 - (2) 所在地：山鹿市古閑 1500 番地 1
 2. 協力歯科医療機関
 - (1) 名称：大坂総合歯科
 - (2) 所在地：山鹿市熊入町 263 番地 1
 3. 連携施設
 - (1) 名称：介護老人福祉施設 チブサン荘
 - (2) 所在地：山鹿市鍋田 1888 番地 1

 - (1) 名称：介護老人保健施設 太陽

(2) 所在地：山鹿市鹿本町津袋 654 番地 1

(衛生管理)

第 20 条 本事業所は利用者の使用する施設、食器のその他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

2. 本事業所は、本事業所において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(緊急時等における対処方法)

第 21 条 本事業所の従業員は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 22 条 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 本事業所は利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 23 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震などの災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2. 防火管理者・火元責任者には本事業所の管理者をもってあてる。
3. 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
4. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
5. 非常災害用の設備は、常に有効に保持するように努める。
6. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(1) 防火教育及び基本訓練 (消火・通報・避難)	年 1 回以上
(2) 利用者を含めた総合訓練	年 1 回以上
(3) 非常災害用設備の使用法の徹底	随時
7. その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(利用者に関する市町村への通知)

第 24 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村通知する。

2. 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

3. 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業所に対する利益給与の禁止)

- 第 25 条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対し当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(個人情報の保護)

- 第 26 条 本事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
2. 本事業所は従業員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じる。
 3. 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得ておく。

(調査への協力等)

- 第 27 条 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

- 第 28 条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第 29 条 本事業所は、設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他)

- 第 30 条 介護従事者の資質の向上のための研修の機会を確保し、業務体制を整備する。
- ①採用事研修 1 回 ②継続研修 年 1 回以上
2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本事業の役員会の協議に基づいて定める。

(虐待防止に関する事項)

第 31 条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講ずる

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者を選定し、必要な体制を整備する
 - (2) 成年後見制度の利用を支援
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修（年 1 回）を通して、人権意識の向上や知識・技術の向上そのほか、人権の擁護、虐待防止のために必要な措置
2. 本事業所はサービス提供中に従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報する
- (4) 虐待防止のための指針を整備する

(身体拘束に関する事項)

第 32 条 本事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束そのほかの行動を制限する行為を行わない

2. やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第 33 条 2 項の運営推進会議にて報告する
3. 「身体拘束適正化のための指針」を整備し定期的に介護従事者に研修を行う（年 2 回以上及び新規採用時）

(地域との連携)

第 33 条 本事業所は、その運営にあたっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める

2. 本事業所の提供にあたっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し概ね 2 ヶ月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容および活動状況を報告し運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける
3. 本事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を表するものとする

(従業者の就業環境の確保について)

第 34 条 本事業所は、適切なサービスを確保する観点から職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講ずる

- (1) 事業所はハラスメントに関する組織の規定について周知・啓発を行う
 - (2) 相談等に応じ適切に対応するための必要な体勢を整備する
 - (3) 事業所が必要な措置を講ずるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考にして取り組む
2. 事業所は利用者からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して従業者の人権を守るため組織的に対応する

（業務継続計画の策定等）

- 第 35 条 事業所は、感染や非常災害の発生等において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を年 1 回以上実施する
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて変更を行う

（感染症の予防およびまん延防止のための措置）

- 第 36 条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、または、まん延しないように次の号に掲げる措置を講ずる
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 ヶ月に 1 回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
 - (3) 事業所において従業者に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修ならびに感染の予防及びまん延の防止のための訓練を年 1 回以上開催する

附則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日より施行する

・第 31 条 (4) 追加/第 34 条～36 条追加